

松阪市松浦武四郎誕生地条例

改正後				改正前			
(使用料の減免) <b>第12条</b> 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除 (2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除 (3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額  <b>別表第2</b> （第8条関係）				(使用料の減免) <b>第12条</b> 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。  <b>別表第2</b> （第8条関係）			
区分		使用料		区分		使用料	
		全日 午前9時30分から 午後4時30分まで	4時間未満			全日 午前9時30分から 午後4時30分まで	4時間未満
離れ	市民が利用する場合	4,050円	2,400円	離れ	市民が利用する場合	4,400円	2,200円
	市民以外が利用する場合	12,150円	7,200円		市民以外が利用する場合	6,600円	3,300円